

広報きたあきた広告表現基準

令和6年4月1日 北秋田市総合政策課

この基準は、広報きたあきた広告掲載要領（以下「要領」という。）の「9. その他」に基づき、運用に関する基準として定めるものです。

1 広告の表現について

掲載する広告は、市広報の品位を汚すことなく、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、これにふさわしい信用性と信頼性を保つために、次に定める事項を遵守してください。

（1）市広報との区別化

閲覧者が、市広報の記事の一部であるかのように混同する表現や、市の事業であると錯認する表現、あたかも市が推奨しているかのような表現（市の事業によって認定されたものは除く）は使用しないでください。

（2）禁止する表現

アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）

（3）色調及び解像度について

文字色と背景色のコントラストは十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮してください。また、文字やイラストは適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしてください。

（4）その他

- ・広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いること
- ・広報の閲覧者に誤解と錯誤を起こさせるような表現を用いないこと
- ・広報の閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと